



福岡医発第 66 号 (地)

令和 5 年 4 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

医薬品の濫用防止に関するポスターについて

標記の件につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課より日本医師会を通じて、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

濫用等の恐れのある医薬品については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」（昭和36年厚生省令第1号）第15条の2の規定に基づき、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」（平成26年厚生労働省告示第252号）により指定されていますが、その対象について「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件」

（令和5年厚生労働省告示第5号）により改正され、令和5年4月1日から適用されています。

今般、一般医薬品の濫用等を未然に防ぐことを目的とし、別紙のとおり啓発ポスターが作成され、厚生労働省ホームページに掲載されました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、取扱い等については、「「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」の改正について」（令和5年3月13日付け福岡医発第3365号（地））によりお示ししています。

記

厚生労働省ホームページURL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204128_00007.html

日医発第 2455 号（法安）

令和 5 年 3 月 31 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会

常任理事 細川 秀一

（公 印 省 略）

医薬品の濫用防止に関するポスターについて

濫用等のおそれのある医薬品については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」（昭和 36 年厚生省令第 1 号。）第 15 条の 2 の規定に基づき、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」（平成 26 年厚生労働省告示第 252 号）により、指定されていますが、その対象について「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件」（令和 5 年厚生労働省告示第 5 号）により改正し、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされております。またその取扱い等について、「「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」の改正について」（令和 5 年 2 月 8 日付け 0208 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）（日医発 2190 号（法安）によりお示ししております。

今般、一般用医薬品の濫用等を未然に防ぐことを目的とし、別添のとおり、啓発ポスターが作成され、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課より、各都道府県衛生主管部（局）宛に事務連絡が出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下医師会、及び関係医療機関への周知方、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 22 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

医薬品の濫用防止に関するポスターについて

標記について、別添のとおり各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部
(局) あてに情報提供しましたので、お知らせします。

事務連絡
令和5年3月22日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）御中
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

一般用医薬品の濫用防止に関するポスターについて

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

一般用医薬品等のうち、濫用等のおそれのある医薬品については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」（昭和36年厚生省令第1号）第15条の2の規定に基づき、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」（平成26年厚生労働省告示第252号）により指定されていますが、その対象について、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件」（令和5年厚生労働省告示第5号）により改正し、令和5年4月1日から適用することとしています。また、その取扱い等について、「「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」の改正について」（令和5年2月8日付け薬生発0208第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）によりお示しするとともに、貴管下の薬局開設者等に対する適正販売の推進に係る適切な指導及び濫用等に関する防止啓発等に努めていただくようお願いをしてきたところです。

今般、一般用医薬品の濫用等を未然に防ぐことを目的とし、別添のとおり啓発ポスターを作成し、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204128_00007.html）に掲載しました。ダウンロードの上、店舗へ掲示等してご利用いただくよう貴管下の薬局開設者、店舗販売業者及び関係団体への周知をお願いいたします。

あなたと、
あなたの大切な人が、
飲み込まれないように。



医薬品を用法・用量を守らずに過量に摂取する「オーバードーズ」は、
健康被害を引き起こしたり、やめられなくなったりするおそれがあります。
自分や周囲の人が苦しんでいる場合、医師または薬剤師に相談しましょう。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare